

大和市告示第98号

大和市骨粗しょう症検診事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月8日

大和市長 大 木 哲

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活習慣病対策として、骨粗しょう症の早期発見及び正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする骨粗しょう症検診事業を予算の範囲内で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による骨粗しょう症予防検診（以下「検診」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳又は70歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までにあり、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている女性とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、検診の対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

- (1) 医師により骨粗しょう症と診断され、当該疾病に係る治療を現に受けている者又は受けようとしている者
- (2) 事業主又は保険者が実施する保健サービスであって、この要綱による検診に相当するものを受診した者又は受診機会のある者
- (3) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(受診回数)

第3条 検診を受診できる回数は、対象者1人当たり1年度につき1回とする。

(検診の内容)

第4条 検診は、次に掲げる内容により実施する。

- (1) 問診及び骨密度測定（CXD法、DIP法、MD法又はQUS法とし、その詳細は別に定める。）
- (2) 検診を受診する者（以下「受診者」という。）への骨粗しょう症に関する情報提供
- (3) 受診結果の説明及び指導

(受診券の交付)

第5条 市は、毎年度、当該年度の対象者に別に定める骨粗しょう症検診受診券（以下「受診券」という。）を郵送（これに準ずる方法を含む。）により交付する。

2 受診券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度内において市長が別に定める日とする。
（自己負担金）

第6条 受診券を使用する場合の受診者の自己負担金は、検診1回につき1,000円とする。

2 前項及び次条の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者は、自己負担金を支払うことを要しない。

（受診方法）

第7条 検診を受けようとする者は、医療機関（本市が指定する医療機関に限る。）において検診を受ける際に受診券を提出し、自己負担金を支払うものとする。

（受診費用の精算方法）

第8条 前条の規定により医療機関に提出された受診券に係る受診費用の精算方法は、別に定める。

（譲渡の禁止）

第9条 受診券の交付を受けた者は、これを譲渡してはならない。

（不正利得による返還）

第10条 偽りその他不正な手段により受診券を取得し、又はこれにより検診を受けた者がいるときは、市長は、その者に対し当該受診券又は当該受診券に相当する検診費用の返還を請求することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。